相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍千葉県市原市上高根一二九六番地三二、最後の住所東京都西東京市西原町三丁目七番F―一五一号　被相続人　亡　日高　禎久
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都西東京市田無町三―三―二グランドソレイユ田無五〇三号室　西東京いこい法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井上　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都大田区南馬込五丁目一五番地七、最後の住所東京都大田区南馬込五丁目四三番一二号　被相続人　亡　海老澤一男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都新宿区新宿一―八―五新宿御苑室町ビル五階　三宅・今井・池田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　岩下　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都武蔵村山市三ツ藤一丁目七六番地一、最後の住所東京都武蔵村山市三ツ藤一丁目七六番地の一　被相続人　亡　岡田　潔
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都武蔵野市中町二丁目二八番一〇号ローラン武蔵野二階　武蔵野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高村　源

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横浜市栄区公田町九三一番地六二、最後の住所横浜市港南区港南六丁目一番一〇―二〇六号　被相続人　亡　木田とし子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
神奈川県海老名市中央一―八―三えびすビル松本四階　AE海老名・綾瀬法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中道　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍富山県富山市婦中町千里六〇一一番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福井　雅敏
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
富山県富山市相生町七番九号
相続財産清算人　弁護士　吉田　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍長野県諏訪市小和田南二九二四番地、最後の住所長野県諏訪市小和田南一一番一号　被相続人　亡　藤森久美子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
長野県諏訪市沖田町一丁目三六番地四　三沢沖田ビル二階　八ケ岳法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小池　正喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍愛知県江南市飛高町宮町五四番地、最後の住所岐阜県各務原市各務おがせ町八丁目一六番地八　被相続人　亡　加藤　松男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
事務所岐阜市薮田南一―七―二二　コーワビル四〇三号室　にしぎふ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松本　尋規

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍名古屋市東区前浪町六番、最後の住所愛知県稲沢市長束町北浦五六番地グランレイム長束一〇三　被相続人　亡　吉田　錦示
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
愛知県江南市古知野町朝日一六五番地　ナガタニビル二階東室　弁護士法人クローバー江南法律事務所
相続財産清算人　弁護士　尾関　育良

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府堺市堺区材木町西二丁一番、最後の住所大阪府富田林市錦織東一丁目三番八号（一〇六）　被相続人　亡　伊東　友和
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル七〇一
相続財産清算人　弁護士　李　義

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県神戸市灘区琵琶町一丁目一六五番地、最後の住所神戸市灘区長峰台二丁目一番一―二〇七号　被相続人　亡　中尾　俊雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目一番八号ＩＴＣビルディング八〇五号室　神戸摩耶法律事務所
相続財産清算人　弁護士　奥野　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県洲本市由良二丁目一四七九番地、最後の住所兵庫県洲本市由良二丁目六番一八号　被相続人　亡　藤堂　悦男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
神戸市中央区相生町四丁目二番二八号神戸駅前千代田ビル四階Ａ号室
相続財産清算人　弁護士　伊藤　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍奈良県香芝市五位堂四丁目三七八番地二、最後の住所奈良県大和高田市片塩町八番一六号ピア高田　被相続人　亡　辻本　忠夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
奈良県橿原市久米町五六九番地　ヒロタウエストゲート神宮前二階　奈良万葉法律事務所
相続財産清算人　弁護士　江川　孝明

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍島根県江津市千田町一四八五番二地、最後の住所島根県江津市千田町八三八番地　被相続人　亡　佐々木郁江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十八日
島根県益田市あけぼの東町十三番地一　赤陵会館二階　田上法律事務所
相続財産清算人　弁護士　田上　尚志

第71期決算公告　令和８年８月18日
茨城県土浦市東真鍋町９番35号
株式会社本田
代表取締役　岡島　正和

貸借対照表の要旨（令和８年６月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,189,879
	固定資産	1,601,617
	合計	**4,791,496**
負債及び純資産の部	流動負債	1,436,987
	固定負債	548,980
	株主資本	2,805,529
	資本金	100,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	2,705,529
	利益準備金	25,000
	自己株式	△2,498
	その他利益剰余金	2,683,027
	（うち当期純損失）	（2,019,842）
	合計	**4,791,496**